

幕府勘定所勝手方記録の体系

——幕府財政史料の類型論序説（その一）——

大野 瑞 男

はじめに

財政史料の基本類型（1本号、2以下次号）

勘定所および代官所・預所財政史料の体系

おわりに

はじめに

現在までに発見・調査された近世史料は膨大な量に達し、そのうちのある部分は分類整理が加えられ、目録化されている。目録に収録された史料が多量な場合には、利用者の便宜を考慮して何らかの方法に基づく分類が行なわれているのであるが、その分類法は千差万別であり、現在に至っても決定版ともいふべき近世史料分類法は提示されていないのが現状である。⁽¹⁾

幕府勘定所勝手方記録の体系（大野）

近世史料の分類法を確定するためには、近世において作成された史料すなわち文書・記録・編纂物類のすべてを予想しなければならぬが、これは事実上不可能である。その故に従来の分類法は、取り扱った史料から經驗的に帰納して項目をあげるか、または学問的関心によって項目を羅列することが多かったのである。

ところで、古代・中世史料の古文書学的様式や分類に当たっては「公式令」をその依拠する根底として展開せしめたが、近世史料においてはこのようなものがないことが古文書学・分類法を混乱させる重大な理由とされていた。⁽²⁾しかし近世においても、少なくとも公文書に関しては諸官制・諸職制において作成すべき文書・記録が基本的に定められている筈であり、そのような視角から、現存している史料からでなく、現存していなくても作成した筈の史料の基本類型を明らかにすることによって、近世史料分類の前提を考察すべきであろう。これとても年月と根気のいる仕事であり、短時日のうちにはなしえないが、本稿では筆者の当面の関心に基づいて、幕府勘定所勝手方において作成もしくは授受された記録のうち財政関係史料の基本類型を紹介し、その性格と勘定所・代官所・村町方との相互授受関係を体系的に考察して、右の課題の前提としたい。

ここに取り上げる幕府勘定所勝手方は、享保六年（一七二二）閏七月の「公事方勝手方事務分別ノ達」⁽³⁾によって勘定方を公事方と勝手方とに分け、勝手方の職務を（一）御代官所御取箇并御普請方類之事、（二）金銀米銭納私一件之事、（三）知行割御代官割之事、として以来の勝手方をさす。翌七年五月老中水野忠之を勝手掛老中に任命し、同年八月勘定奉行を二人ずつ二組に分け、一年交替で公事方・勝手方に分属した。そして勘定奉行より勘定方組頭・勘定の員数を定め、その職務分掌を（一）御取箇改、（二）諸向御勘定帳改、（三）御代官品々伺書吟味、（四）御殿詰、（五）御勝手向納私御用の五つに分けた。⁽⁴⁾勘定所の役所は柳管内と大手門内の二か所に置かれたが、前者が御殿であり、後者が下勘定所と呼ばれた。下勘定所の事務内容は享保十三年九月新たに次の如く定められた。⁽⁵⁾すなわち、（一）御取箇差出方、（二）廻米方、（三）御普請方、

(四)新田方、(五)道中方、(六)知行割、(七)中ノ間何方、(八)運上方、(九)御鷹方、(十)御林方、(十一)神宝方、(十二)諸入用方、(十三)帳面方、(十四)起印方（取扱内容は煩瑣であるので省略する。引用史料を見られたい。）である。ついで延享二年（一七四五）九月、勘定方の勤方について、(一)御殿御勘定所、(二)御勝手方、(三)御取箇方、(四)新田方、(五)道中方、(六)諸何方、(七)御鷹場御用、(八)調方、(九)諸帳面方の九つの分掌が詳細に決められ、これがほぼ幕末までの基本的職掌となった。なお天保五年（一八三四）五月の「御勘定所掛々ニ而取扱候御用向書付」によると、(一)御殿詰、(二)御勝手方、(三)御取箇方、(四)道中方、(五)何方、(六)帳面方の六つとなり、御取箇方は差出方・廻米方・新田方・知行割、何方は中之間掛・神宝方・御林方・御鷹方・運上方・諸入用方・証文調方・吟味物掛・酒造掛・金集掛、帳面方は奥書掛・算調掛・起印掛・郷帳掛・惣勘定掛・勤方帳掛・村鑑帳掛・調方掛に細分されている。

さてごく概括的に述べた右の勘定所勝手方の職務をみても、幕領支配のための機構が多岐にわたり、それぞれの分掌において年間に膨大な量の文書・記録が作成されたのが理解できよう。ことに「誠齋雜記」の「御勘定勤方」の項によってそのことが推察され、またその文書・記録を集成して、勘定所において「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」や金銀・米大豆の「納払御勘定帳」が作成されたのは、項目名の類似から推測しうるのである。ただ残念なことには、これらの史料を保存していたであろう勘定所の記録類が大部分湮滅し、代官所の記録類も二・三のものを除いて消失してしまつて、現存するものが少ないことである。⁽⁹⁾

本稿では勘定所勝手方の総体的な史料（現存していないものが殆んどである。）の全体系を確定し、分類する作業は困難であるから、とりあえず主として代官所史料のうち幕府財政関係史料の代表的なものを解説し、場合によっては参考として史料全文を掲げることとする。利用史料は史料館所蔵近江信楽代官多羅尾家の勘定帳、財団法人江川文庫所蔵伊豆葦山代官江川家文書、岐阜県立図書館所蔵飛騨郡代高山陣屋文書ならびに明治期岐阜県庁事務文書である。

本稿と似た試みは既に『徳川幕府県治要略』において（特に官簿の項）なされているが、勘定所史料および村方史料との関係で考察し、新たな史料を紹介することで多少の前進をしてみたい。

なお勘定帳を最も重視したいので、およそ『地方凡例録』巻之七上「郷帳発之事」に記される順序つまり作成の順序の逆から述べていくこととする。

註

(1) 拙稿「近世史料分類の現状と基礎的課題」（『史料館研究紀要』第一号）において代表的ないくつかの分類法を整理し、

基礎的課題を述べたことがあるが、実情は現在も基本的に変っていない。

(2) 榎本宗次「近世古文書学」問題点の素描（『文部省史料館報』第二二号）、その他。

(3) 『徳川禁令考』前集第二、八三八号。

(4) 同前集第三、一四四三号・一四四四号。

(5) 『日本財政経済史料』巻四、八六一八九ページ。

(6) 『誠齋雜記』御勘定勤方の項（『江戸叢書』巻の八、二二五

六一三七二ページ）。

(7) 『徳川禁令考』前集第三、一四四五号。

(8) なお「納私御勘定帳」は帳面方惣勘定掛で作成したと思われる（松平太郎「江戸時代制度の研究」九七八ページ）。

(9) 公刊された勘定所史料としては、「吹塵録」徳川氏之部

（『海舟全集』第四巻）、『誠齋雜記』（『江戸叢書』巻の八一十一）以外、拙稿「享保改革期の幕府勘定所史料大河内家記録」(二)(三)（『史学雑誌』八〇編一―三号）、村上直・拙稿「幕末における幕府勘定所史料―文久三年「金銀納私御勘定帳」「米大豆納私御勘定帳」について」（『史学雑誌』八一編四号予定）参照。

財政史料の基本類型

1 勘定帳（地方勘定帳を中心に）

勘定帳は幕府代官所、大名・遠国奉行預所ごとに毎年作成する年貢米金そのほか諸納私等すべての決算帳簿である。
『地方凡例録』の同項の説明を左に引用してみよう。

一 勘定帳は、年貢米金其外諸納払等を一品も洩さぬ様、右の納払明細帳に載たる分、浅草御蔵・御金蔵へ上納皆
済并に諸渡し方も済し上、仕立の勘定所帳面方組頭へ出し、掛り勘定方の改めを請、証文合せ・札合せ札合と云は、浅草御蔵・御金蔵へ納めたる米金、藏奉行・金奉行の受取書を納札と云、勘定帳に記しある員数と、この納め札と突合せと云、其外突合せ物残らず済し置、証文并に納札は小直紙に写し、帳に仕

立差出し置、証文は代官へ取置、当証文・納札は勘定所へ上るなり、右証文合せ済ミたる上、起印方調方へ証文
持参し突合せ、起合印・調印とも留帳を消す、其後勘定奉行より老中方出席へ差出し、席に於て勘定奉行・吟味
役・組頭待坐、代官罷出、代官処地方勘定帳計り勘定合と云ことあり、是は帳面奥の惣寄を代官読ミ上但し勘定帳
代官読ミ違ひも計り難きに付、元弘とも別の紙に記し、惣寄の処へ入勘定方算計致し、元弘差引合せ勘定済めば、勘定奉行・吟味役・
直て読む、尤も勘定処に於て下積古あり、是は只四五行りのことなり、組頭連名にて、代官宛名の奥書いたし、尚其奥に老中方連名の奥印、綴目印は勝手方老中調印にて代官へ渡る、
御金蔵勘定帳は、御金蔵より請取たる金銀を元に立て、其弘の廉を記し、是又証文合等ありて、改の済ミたる
上は、勘定奉行より組頭迄の奥印にて渡る、御金蔵勘定帳并に地方勘定帳も、預り処の分は老中方奥印なし、帳
面仕立方の雛形は末に委し、

但し勘定仕上の儀、年貢未進等ありて年送りに成り、三年まで勘定仕上のなき分は其通りにても相済ども、
若三年を越皆済なく、勘定の仕上延引する時は糺明に成り、代官役にも障り、事宜に寄ては家にも障ること
あり、

説明を要することもないと思うが、勘定帳には地方御勘定帳と御金蔵御勘定帳の二種があり、地方御勘定帳は年貢
米金の出納・皆済後決算する帳簿で、たとえ事故があつても三か年以内に勘定仕上げをなし、勘定所帳面方組頭へ提
出するものである。そこで掛り勘定の証文合わせ・納札合わせを受け、証文・納札は小直紙に写して帳面に仕立て勘
定所に提出する。そして置証文は代官へ取り置き、当証文と納札は勘定所へ上納する。続いて証文を勘定所起印方・

調方へ持参し、起合印・調印とも留帳を消す。地方の元に立つべき米金は起印方掛り勘定へ何書の写帳に本紙を添えて提出すると、そこで留帳に記され員数の頭ならびに見出しの上に起印を押される。起印を取った何書をそれぞれの掛りの組頭へ提出し、起印ある証文で伺済みの上三役の印形が揃った上また起印方へ提出すれば起印留帳の員数に読み合わせ、合印を起印の左に押し、それよりその証文を調方掛り勘定に提出すると、調留帳に員数を記して留帳と証文に割判をするのである。⁽²⁾ そのうち勘定帳は勘定奉行より老中方出席へ差出し、勘定奉行・勘定吟味役・組頭が侍座するところへ代官が出頭して勘定合わせを行なうのである。総計を代官が読み上げると勘定方が算盤を執り、元払差引の計算をし、終了後勘定奉行・吟味役・組頭連名にて代官宛奥書をし、その奥に老中連名の奥印をなし、綴目印は勝手掛老中調印して代官に下付される。ただし預所の分は老中奥印がない。

従って勘定帳は代官所・預所に保管された筈であり、勘定所においては証文(上証文)・納札・留帳と恐らくは勘定帳奥の総計の部分の員数が留め置かれた記録が残されたと推測される。そして代官所・預所ごとの総計の数字はまとめられて「御代官并御預所御物成納払御勘定帳」となったと思われるが、他の証文類は残されていない。地方勘定帳は「徳川幕府県治要略」に山上藤一郎代官所の「弘化二己年御勘定目録」⁽³⁾が収録されているが、管見の範囲では伊豆葦山代官江川家文書に「文政五年御勘定目録」があるが後半が欠除しており、完全なものは史料館所蔵にかかる近江信樂代官多羅尾靱負が文政四年(一八二二)四月に勘定所に提出した「文政二卯年御勘定目録」があるのみである。参考のために〔史料1〕として後に全文を掲げた。山上氏代官所は遠江・三河国であり、多羅尾氏のは近江・大和・伊勢・美濃国であるため、地域的性格が収支の中に表われているが、基本的書式は同じといえよう。また勘定帳の寸法は縦一尺四分・横七寸六分・綴目外七分で、厚程村紙を袋綴にし、綴目に老中方調印のため綴目を高くしないよう平芋綴切付帳とするとあるが、⁽⁴⁾「文政二卯年御勘定目録」の寸法・綴目外等は右様式にならっているのである。

いっぽう、御金藏御勘定帳は御金藏より請取った金銀を元に立て、その払方を列記し、証文合わせを済ませると、勘定合わせの手続きを経ずに勘定奉行以下組頭までの奥印にて代官へ下付され、老中の奥印もない。御金藏御勘定帳は同じく信樂代官多羅尾久右衛門の「文政二卯年御貸附御金藏御勘定目録」が存在したことが知られるが、ほかに(5)は次項に紹介する竹垣大和守(直道)の「文久元酉年御金藏御材木藏御勘定目録」など九冊の勘定帳が三井文庫に所蔵されている以外にはないといつてよい。なお御金藏御勘定帳は次項において詳述する。

最後に勘定帳の作成方法の変遷を瞥見しておこう。初期の方法は判然としないが、慶安五年(一六五二)正月の「御代官衆心得之条々」(6)に、「毎年三月五日より御勘定始、去年分ハ被致中勘定、其余ハ皆済尤二候、(下略)」とあり、また貞享四年(一六八七)十一月の「御勘定組頭并御代官心得御書付」(7)に、「御代官御勘定、去々年を皆済、去年を中勘定に可仕、勿論去年共ニ皆済可成分ハ、弥其通ニ可仕、右之通難成子細於有之ハ、御勘定所江相断、吟味之上可立事ニ候ハ、御勘定頭中江、組頭中より可申達候事、」ともあつて、最初は前年分を中勘定、前々年分を皆済勘定仕上げとしていたが、恐らくは正徳期もしくは享保期の財政改革によって中勘定を廃止し、前年分は翌年勘定仕上げとなった。しかし延引することが多かったよう、宝暦八年(一七五八)四月、代官勘定帳加印は翌年十月限りに差出させることにした。(8)

以上述べてきたように勘定帳は個別の代官所・預所における幕府財政収支の決算簿であり、老中や勘定奉行以下が連署奥印するように、最も重要な財政帳簿であり、これによって代官所からの財政収支の公式な数量的実態が知られるのである。

註

(1) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社)下巻、七〇

—七一ページ。

(2) 同右、七二—七三ページ。

(3) 『徳川幕府県治要略』三〇七—三三三ページ。

(4) 前掲『地方凡例録』下巻、七三ページ。なお弘化元年から

は紙質を下げ、上西之内を用いることとなった（『牧民金鑑』上巻、一六〇ページ）。

(5) (史料1)にて紹介した勘定目録の表紙は補修のとき誤まって製本されたりしく、表紙のみ「文政二卯年御貸附金御金〔史料1〕」近江信楽代官所文政二卯年御勘定目録。

文政二

卯年御勘定目録

一高菘万六拾八石五斗六升七合九夕

近江国

此取米三千貳百三拾八石三斗貳合八夕

高三ツ三分九厘余

一高菘万貳千貳百六拾七石八斗壹升四合七夕

大和国

此取米四千百六拾貳石七斗九升壹合五夕

高三ツ三分九厘余

内米三石六斗貳升八合 見取之分厘附除之

一高貳万貳千貳百八拾三石九升壹合三夕壹才

伊勢国

此取米七千五百三拾三石五斗四升四合八夕

高三ツ三分七厘余

内米九石壹斗八升九合 見取之分厘附除之

一高菘万六千九百八拾八石八升六合

美濃国

此取米三千七拾貳石四斗七升壹合

高菘ツ八分余

内米七石貳升七合 見取之分厘附除之

高合六万六千六百六石九斗五升九合九夕壹才

近江国

此取米菘万八千七石壹斗壹升壹才

高式ツ九分壹厘余

内米拾九石八斗四升四合 見取之分厘附除之

蔵御勘定目録」となっている。

(6) 『徳川禁令考』前集第四、二二〇八号。

(7) 同前集第三、一四四〇号、同前集第四、二二二二号。

(8) 『牧民金鑑』上巻、九九ページ。

内

米壹万貳千六百八拾七石壹斗貳升八合六夕

米納

米八石貳斗四升三合

太餅米納

米百貳拾貳石五斗

糶納

此糶貳百四拾五石

米貳百四拾八石貳斗二升八合

石代金納

此金貳百三拾七兩貳分永六拾八文

米四千九百四拾壹石五夕

石代銀納

此銀貳百貳拾貳貫五百貳拾四匁貳分七厘三毛

此訊

米五百拾貳石四斗五升七合

江州三分一銀納

此代銀貳拾五貫三拾五匁六厘貳毛

江州大津水口長浜三ヶ所卯十月上米平均直段六匁高米老石二付銀四拾八匁八分五厘三毛

米三拾五石三斗貳升四合

同国十分一大豆地払銀納

此代銀壹貫貳百三拾九匁八分七厘貳毛

江州土山宿卯十月上大豆平均直段五匁高大豆老石二付銀三拾五匁二分

米三拾石貳斗五升四合

同国三分一銀納

年分取立如斯

一永百貳拾文

是者美濃国多芸郡小倉村水車運上子₅辰迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一米四斗

是者伊勢国三重郡小古曾村水車運上丑₅巳迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一銀拾八匁二分

是者大和国山辺郡布留村水車運上丑₅未迄七ヶ年季去々卯
年分取立如斯

水車運上

一永七拾五文

是者伊勢国鈴鹿郡野村水車運上寅₅午迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一米四斗

是者伊勢国三重郡塩浜村水車運上寅₅午迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一銀九匁

是者近江国甲賀郡南北土山村水車運上卯₅未迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一永貳百五拾文

是者伊勢国鈴鹿郡坂下村水車運上卯₅未迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

右 同 断

一永五拾文

右 同 断

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

是者伊勢国鈴鹿郡坂下村水車運上卯₅未迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

一銀三匁

是者近江国甲賀郡前野村水車運上卯₅未迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

新規 右 同 断

一米四斗

是者伊勢国三重郡采女村水車運上卯₅未迄五ヶ年季去々卯
年分取立如斯

新規 右 同 断

一米壹石三斗四升

是者勢州三重郡赤堀村浜一色村四日市三ヶ村水車運上丑₅
巳迄五ヶ年季同国三分一直段を以石代金納之積置御証文有
之去々卯年分取立如斯

一米五石五斗

此代永四貳貳文
是者勢州三重郡四日市米問屋運上申₅巳迄拾ヶ年季去々卯
年分取立如斯

此代永四貳貳文
但右同直段

一米四拾三文

此反別式反四畝九分
是者美濃国安八郡上大樽村草永卯₅子迄拾ヶ年季去々卯年
分取立如斯

一銀百目六分五厘

是者大和国村々酒造米高六百拾石之冥加銀書面之通置証文
年分取立如斯

酒造冥加銀

酒造冥加銀

酒造冥加銀

有之去々卯年分取立如斯

一米五百五拾九石五升八合壹夕

内

米貳百三拾六石九斗四升五合七夕

此代銀拾壹貫七百三拾九匁八分壹厘四毛

米三百貳拾貳石壹斗壹升貳合四夕

此代永貳百六拾五貫六百三拾九文

内

米九拾七石八斗三升三合

江州

此代銀五貫貳百六拾八匁六分壹毛

但 卯三分一直段五匁高
米壹石二付銀五拾三
匁八分五厘三毛

米百貳拾七石七合七夕

和州

此代銀五貫七百七拾九匁九分九厘三毛

但 卯九分米直段
米壹石二付銀
四拾五匁五分
九毛

米貳百貳拾九石八斗八升壹合

勢州

此代永百八拾六貫九百七拾貳文六分

但 卯三分一直段米
三拾五石二付三
兩增金壹兩二付
米壹石貳斗貳升
九合四夕九才

米九拾貳石壹斗七升四合壹夕

濃州

此代永七拾八貫六百拾貳文

但 卯三分一直段三拾五石二付
三兩增金壹兩二付
米壹石壹斗七升
貳合五夕貳才

米五升七合三夕

同国小物成口米金納

此代永五拾四文四分

但 卯三分一直段貳斗五升高金壹兩二付
米壹石五升三合五夕三才

米拾貳石壹斗五合

和州私領小物成口米銀納

此代銀六百九拾壹匁貳分貳厘

但 私領小物成米直段五匁高
米壹石二付銀五拾七匁
分貳毛

是者近江大和伊勢美濃国去々卯本途見取小物成運上米合壹

万八千六百三拾五石貳斗七升壹合四夕八才江相懸候分米壹

石二付口米三升宛取立如斯

一銀六拾六匁四分

口 銀

是者近江大和国去々卯小物成運上冥加銀合貳貫貳百拾三匁
貳分五厘江相懸候分銀壹貫目二付口銀三拾目宛取立如斯

一永壹貫七百三拾四文九分九厘

口 永

是者伊勢美濃国去々卯小物成運上永合五拾七貫八百三拾貳
文九分八厘江相懸候分永壹貫文二付口永三拾文宛取立如斯

一米百四拾九石八升六合九夕

夫 米 石 代

内

米貳拾八石八斗三升五夕

江州

此代銀壹貫四百八匁四分五厘六毛

但 卯三分一直段米壹
石二付銀四拾八匁
八分五厘三毛

米百貳拾石貳斗五升六合四夕

勢州

此代永八拾七貫五百壹文八分

但 卯三分一直段金壹兩二付
米壹石三斗七升四合三夕
三才

是者近江伊勢国私領上知村々夫米懸高九千五百五十八升八
合四夕壹才之内七百貳拾五石八斗三升五合九夕者助郷高三
石九斗三升六夕者大工高免除之分引之殘高八千貳百七拾五

石八斗式升壹合九夕壹才江相懸候分前々私領引付を以取立
但高百石ニ付平均米壹石八斗壹合余ニ当去々卯年分取立如
斯

一米七拾七石九斗九升三合

六尺給米石代

米三拾四石四斗四升五合

銀納

此代銀壹貫六百目六分九厘六毛

米四拾三石五斗四升八合

金納

此代永三拾貳貫七百六拾四文三分

米九石九斗壹升

江州

此代銀四百八拾四匁分三厘三毛

但卯三分一直段米壹石
ニ付銀四拾八匁八分
五厘三毛

米貳拾四石五斗三升五合

和州

此代銀壹貫百拾六匁五分六厘三毛

但卯九分米直段米壹石
ニ付銀四拾五匁五分
九毛

米拾六石貳斗八升壹合

勢州

此代永拾壹貫八百四拾六文五分

但卯三分一直段金壹兩ニ付
米壹石三斗七升四合
三匁三才

米貳拾七石貳斗六升七合

濃州

此代永貳拾貫九百拾七文八分

但卯三分一直段金壹兩ニ付
米壹石三斗三合五夕三才

是者近江大和伊勢美濃国高合六万千六百六石九斗五升九合
九夕壹才之内四拾六石壹斗壹升四合者諸役免許高九拾八石
八斗九升六合寺社大工高壹万千九拾貳石九升五合者宿場

幕府勘定所勝手方記録の体系（大野）

并助郷高九千五百五十八升八合四夕壹才夫米懸高八百五石
四斗九升壹合者水主同心役米懸高千四百六拾貳石五斗六合
者田方五分以上損毛去々卯壹ヶ年免除之分引之残高二万八
千九百九拾六石貳斗六升九合五夕但高百石ニ付米貳斗宛去
々卯年分取立如斯

一米三拾五石九斗九升七合

御伝馬宿入用米石代

米拾三石三斗壹升貳合

銀納

此代銀六百貳拾五匁七分壹厘九毛

米貳拾貳石六斗八升五合

金納

此代永拾六貫八百七拾四文四分

内

米五石九斗五升貳合

江州

此代銀貳百九拾目七分七厘三毛

但卯三分一直段米壹石
ニ付銀四拾八匁八分五厘
三毛

米七石三斗六升

和州

此代銀三百三拾四匁九分四厘六毛

但卯九分米直段米壹石
ニ付銀四拾五匁五分
九毛

米拾三石三斗七升

勢州

此代永九貫七百貳拾八文四分

但卯三分一直段金壹兩ニ付
米壹石三斗七升四合三才

米九石三斗壹升五合

濃州

此代永七貫百四拾六文

但卯三分一直段金壹兩ニ付米壹石
三才

三三三

是者近江大和伊勢美濃國高合六万九千六百六石九斗五升九合九夕壹才四拾六石壹斗壹升四合者諸役免許高百貳石八斗貳升六合六夕者寺社大工高千四百六拾貳石五斗六合者田方五分以上損毛去々卯壹ヶ年免除之分引之殘高五万九千九百九拾五石五斗壹升三合三夕壹才江相懸候分但高百石二付米六升宛去々卯年分取立如斯

一 銀貳貫八百六拾三匁壹厘

御藏前入用

是者近江大和國高合貳万貳千三百三拾五石七斗八升貳合六夕之内四拾六石壹斗壹升四合者諸役免許高百貳石八斗貳升六合六夕者寺社大工高三千百石壹斗貳升六合三夕者宿場并助郷高免除之分引之殘高壹万九千八拾六石七斗壹升五合七夕江相懸候分但高百石二付銀拾五匁宛郷帳二組去々卯年分取立如斯

一 永七拾貳貫三百拾五文七分

右 同 断

是者伊勢美濃國高合三万九千貳百七拾壹石壹斗七升七合三夕壹才之内八千八百八拾貳石三斗七升六合者宿場并助郷高千四百六拾貳石五斗六合者田方五分以上損毛去々卯壹ヶ年免除之分引之殘高貳万八千九百貳拾六石貳斗九升五合三夕壹才江相懸候分但高百石二付米貳百五拾文宛郷帳二組去々卯年分取立如斯

一 銀百八匁四分八毛

御林木立枯御私代

是者近江國甲賀郡小川村山科立合御林木數百四拾二本此尺百拾八本貳分貳厘但尺壹本二付銀九分壹厘七毛宛去々

一 永四百文壹分

御林木立枯御私代

是者美濃國多芸郡小倉村御林木數百六拾二本此尺拾壹本四分貳厘九毛但尺壹本二付永三拾五文壹厘宛去々卯年御私二相成候分取立如斯

一 銀三拾四匁八分四厘

並未立枯御私代

一 金壹分永拾貳文四分

是者近江國甲賀郡蟹ヶ坂村外壹ヶ村並未數六本此尺拾六本八分七厘九毛但尺壹本二付銀貳匁六厘四毛伊勢國鈴鹿郡石薬師宿同國三重郡采女村並未數二本此尺五本九分五厘七毛但尺壹本二付永四拾四文五厘宛去々卯年御私二相成候分取立如斯

一 金貳兩永八拾三文三分

銅山間堀冥加金

是者美濃國石津郡多良村之内小山瀬郷字左谷山ニおゐて同村百姓喜久藏銅鉸見立去々卯正月廿七日同間四月八日迄日數百日之間問堀御下知相濟此冥加金壹兩同十月廿一日去辰二月三日迄日數百日之間問堀御下知相濟此冥加金壹兩永八拾三文三分兩度分合金書面之通去々卯年取立如斯

一 永貳百五拾八文壹分

雜物御私代

此錢壹貫七百拾六文 但 金壹兩二付錢六貫六百四拾八文 是者東海道勢州坂下宿間屋嘉兵衛下男正助儀大坂天満屋弥左衛門飛脚荷物持出金子盜取候一件不届二付死罪被仰付同人所持之雜物御私代去々卯年分取立如斯

一米九百貳拾貳石九斗三升六勺

置 居 米

是者去ル寅年御物成米之内諸渡殘同年御勘定弘二相立去々
卯年御勘定元組仕上如斯

一 概八拾六石五斗

熱田 御 佃 概

此米四拾三石貳斗五升

但五合摺

是者美濃国急難非常之御手当御佃概引請高概八拾六石五斗
寛政十二申年作徳米を以翌酉年詰替候分何済有之三ヶ年目

亥年扇立候処虫喰受痛等二而欠減相立出来概七拾八石二相
成同年御詰足概三ヶ年目寅年扇立出来概七拾六斗五升尅合

二相成同年御詰足概三ヶ年目巳年扇立出来概七拾七升尅合
同年扇立欠減御詰足之分概七拾八合同酉年可扇立処少石数

二付村方作徳米之内を以詰替候分共合概書面之通相成候二
付凡拾ヶ年程宛居置候積年々御勘定元弘二組可仕上旨御下

知相済如斯

笠松 御 佃 概

一 概貳拾八石貳斗
此米拾四石尅斗

但五合摺

是者美濃国急難非常之為御手当概七拾石五斗寛政二戌年同
四子年同国村々御物成米之内を以笠松御佃概之儀去ル亥年
水難二付不殘割渡伺之上被下切二相成翌子年可詰展候同

年之儀水難二付尅ヶ年延去ル丑巳迄五ヶ年割合尅ヶ年概
拾四石尅斗宛年々御物成米之内を以御詰展之積御下知相済
去ル丑寅式ヶ年詰展之分書面之通去ル寅年御勘定弘二相立
去々卯年御勘定元弘二組可仕上旨御下知相済如斯

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

一 概三拾八石三斗八升三合七勺

貯夫食二十分一御下穀

此米拾九石尅斗九升貳合三勺五才

但五合摺

是者近江大和伊勢美濃国村々天明八申申寛政五丑年迄六ヶ
年同十二申申文化丑年迄六ヶ年私領上知村々之分共取集穀
高七百六拾七石六斗六升九合四勺之二十分一御下穀其年々
御物成米之内を以郷蔵江詰置候分年々御勘定元弘二組仕上
不受痛以前作徳米之内を以詰替候様御下知相済如斯

一 銀六拾五貫六百五拾貳匁五分九厘九毛

南都陣屋建物御払代
貸 附 元 利 銀

是者和州南都陣屋建物御払代銀三貫百九匁四分六厘七毛天
明八申年貸附被仰付年尅割利足を以私領村々江年々利億貸
附置急夫食□□為手当可貸渡旨何済有之去々卯元銀五拾九
貫六百八拾四匁分八厘尅毛此利銀五貫九百六拾八匁四分
尅厘八毛元江差加合銀書面之通翌辰年貸附元二可相成分如
斯

一 大竹式本
小竹三百七拾四束

但尅尺八寸繩

是者和州私領村々相納候大竹式本小竹三百七拾四束之内
大竹式本小竹七拾四束者南都春日明神祭礼入用小竹三百束
者同国添上郡川上村鹿垣入用之分年々私領小物成帳二記去
々卯年分取立如斯

右御勘定元二組可仕上旨
肥田 豊後守 榑原 主計頭 服部 伊賀守 古川 山城守
柳生 主膳正 小笠原 和泉守

村垣 淡路守 川尻 甚五郎 岡松 八右衛門 金 沢 瀬兵衛
 松山 惣右衛門 梶野 平九郎 篠山 十兵衛 明樂八郎右衛門
 岸 彦十郎 勝 桓兵衛 米田 嘉太夫 館野 忠四郎
 服部 專藏 関川 庄右衛門 西野 六右衛門 米倉四郎左衛門
 矢田堀喜左衛門 守屋 權之丞 井上三郎右衛門 村田 幾三郎
 輕部 七藏 平岩 右膳 石井 源左衛門 大井 勘左衛門
 寺西 重次郎 置証文其外 古川 山城守 村垣 淡路守
 石川 主水正 遠山 左衛門尉 明樂八郎右衛門 勝 桓兵衛
 館野 忠四郎 服部 專藏 西野 六右衛門 守屋 權之丞
 村田 幾三郎 平岩 右膳 石井 源左衛門 大井 勘左衛門
 竹内 平之丞 証文有之

右之寄

米貳万三百八拾石三斗三升七合八才

米壹万三千七百四拾石四斗貳升貳合貳勺 米 納

内米百貳拾石五斗 御膳料 納

此糶貳百四拾五石

内金七百三拾四兩三分永貳百七文九分 石代金納

此米八百八拾六石貳斗八升四合

銀貳百六拾三貫貳百五拾七匁八分六厘三毛 石代銀納

此米五千七百五拾壹石六斗三升八匁八才

金百三拾貳兩三分永五拾四文貳分七厘 小物成諸運上

銀五貫貳百八拾五匁九分八毛 品々金銀納

二口合 金八百六拾七兩三分永拾貳文壹分七厘

銀貳百六拾八貫五百四拾二匁七分七厘壹毛

糶百拾四石七斗

此米五拾七石三斗五升

糶三拾八石三斗八升三合七勺

此米拾九石壹斗九升貳合三勺五才

銀六拾五貫六匁五拾貳匁五分九厘九毛

大竹貳本

小竹三百七拾四束

右 渡方

金貳百兩

金六百拾七兩三分永拾貳文壹分七厘

銀六拾貳貫貳百目 内

銀三拾七貫貳百目 銀貳拾五貫目

貯夫食二十分一御下殺

熱田 御 困 糶

南都陣屋建物

御私代貸附元利銀

南都春日祭礼并

鹿垣 入用

堀内 小膳

西井 孫太郎

和田 新太郎

堀内 小膳

西井 孫太郎

西井 孫太郎

堀内 小膳

西井 孫太郎

和田 源助

江戸御金藏納

大坂御金藏納

銀百八拾三貫五百拾九匁

内

銀百貳拾貳貫貳百四拾五匁三分六厘

銀六拾壹貫三百五拾二匁六分四厘

銀貳拾貳貫七百四拾四匁七分七厘毫毛

江戸御金藏納

堀内 小膳
西井 孫太夫
新太郎

江戸御金藏納
大坂御金藏納

堀内 小膳
西井 孫太夫
馬場 藤五郎

米八千三百三拾六石貳斗九升四合貳勺

高田 伴之丞
松井 吉之助
小松 權左衛門
篠木 勝左衛門
下田 政次郎
竹川 武助
木原 半兵衛
福井 惣八郎
久保田 吉次郎

太餅米八石貳斗四升三合
米百貳拾貳石五斗
此粳貳百四拾五石

右 同 人
右 同 人

米貳千三百三石七斗壹合三勺

石原 庄三郎
石原 捨之進

米千三百九拾九石四斗

山田 奉行 渡

是者内米六百石者四斗入千五百俵高井山城守御役料米百七拾五石者三斗五升入五百俵同人御足高米去々卯二月五月十月渡之分米四百九拾石者水主同心七拾人御切米壹人二付米七石宛米百三拾四石四斗者七拾人御扶持方去々卯正月朔

日十二月廿九日迄小を引日数三百八十四日分壹人二付壹人扶持宛相渡如斯

米八斗

御林守給米

是者近江国甲賀郡小川神山村立会御林守貳人壹人二付米四斗宛去々卯年分相渡如斯

米貳斗

右 同 断

是者近江国甲賀郡伴中山村御林守壹人給米去々卯年分相渡如斯

米三石八斗四升

御林守御扶持方

是者美濃国多芸郡小倉村御林守壹人御扶持方式人扶持之積去々卯正月朔日十二月廿九日迄閏月共小を引日数三百八十四日分相渡如斯

米壹石八升貳合

寺社寄附米

是者近江国甲賀郡伴中山村寺社寄附米去々卯年分相渡如斯

米五斗五升九合

右 同 断

是者近江国甲賀郡東寺村寺社寄附高壹石五斗六升貳合其村年々御取箇免合を以相渡来去々卯毛付免二ツ五分七厘九毛二付書面之通相渡如斯

米六石貳斗五升

井川浚普請料米

是者近江国蒲生郡鶴川村上畑村井川浚普請料米去々卯年分相渡如斯

米貳百八拾五石六斗壹升壹合

宿々定渡米

是者東海道拾壹ヶ宿間屋并繼飛脚給内米四拾三石五斗四升

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

八合者草津宿米三拾壹石四斗七升七合者石部宿米三拾石三斗者水口宿米三拾壹石四斗五升式合者土山宿米式拾八石四斗式升四合者坂下宿米式拾壹石壹斗三升九合者関宿米式拾四石壹斗六升七合者龜山宿米拾八石壹斗壹升八合者庄野宿米拾八石壹斗壹升八合者石薬師宿米三拾壹石八斗六升八合者四日市宿米七石者桑名宿之分合米書面之通去々卯年分相渡如斯

米四斗七升式合五斗

大津御藏詰出役手代御扶持方

是者近江国去々卯御年貢米大津為御藏詰手代卷人去々卯十一月廿八日江州信樂出立同日大津着同十一月十八日同所出立同日信樂帰着勤日数廿一日分三人扶持五割増之積如斯

米百八拾三石四斗

御膳粳御廻粳割増米渡

是者御膳粳式百式拾四石此割増米百七拾式石四斗八升粳壹石二付増米七斗七升宛御廻粳式拾壹石此割増米拾石九斗式升粳壹石二付増米五斗式升宛相渡如斯

米拾九石四斗八升九合

大餅米粳割増米渡

是者大餅米式拾五石壹斗壹升七合同粳七拾九石六斗九升六合此米三拾九石八斗四升八合合米六拾四石九斗六升五合之増米壹石二付増米三斗宛相渡如斯

米式拾石八升式斗

御廻米諸賃

内

米九石三斗式升四合五斗

湖上運賃

是者近江国去々卯御年貢大津御藏詰米式千三百三石七斗

壹合三夕湖上運賃前々引付直段之上去ル寅〇三ヶ年之間減方被仰付式割引之積相渡御廻米百石二付平均米四斗四合七夕六才余ニ当如斯

米拾石七斗五升五合七夕

川下賃

是者内米拾石五升六合四夕者美濃国去々卯江戸御廻米式千六百九石四合三夕之内大餅米八石式斗四升三合江戸買納米四百四拾七石式斗八升九合五里内村々之分除之殘米式千五百五拾三石四斗七升式合三夕川下賃前々引付直段之内去ル寅〇三ヶ年之間減方被仰付式割引之積相渡御廻米百石二付平均米四斗六升六合九夕八才余ニ当米六斗九升九合三夕者御膳粳式百式拾四石御廻粳式拾壹石之内御膳粳五拾壹石五斗三升御廻粳四石八斗式升五里内村々之分除之殘御膳粳百七拾式石四斗七升御廻粳拾六石壹斗八升合粳百八拾八石六斗五升之川下賃前々引付直段之内去ル寅〇三ヶ年之間減方被仰付式割引之積相渡粳百石二付平均米三斗七升六夕八才余ニ当如斯

米七石

長寿者御手当米

是者伊勢国三重郡采女村百姓太郎兵衛後家いし母やす美濃国石津郡深浜村百姓彦太郎祖母妙善右両人儀長寿二付為御手当米拾俵宛被下置候段去々卯閏四月中被仰渡候二付三斗五升入之積を以書面之通相渡如斯

米拾六石五斗式合式斗

御普請御入用米

是者伊勢国三重郡内堀村外五ヶ村同国鈴鹿郡石薬師村外壹

ヶ村堤川除去々卯春御普請御入用米相渡如斯

米五石壹升四合

右 同 断

是者美濃国石津郡万寿新田御料組合悪水吐留樋去々卯春御普請御入用米相渡如斯

米貳拾四石貳斗貳升七合五夕

右 同 断

是者美濃国御料所村々堤川除同国堤方懸ニ而相仕立候去々卯春御普請御入用米相渡如斯

米九斗貳升

流人佐兵衛在平中并出役手代足輕御扶持方

米七斗七升

流人佐兵衛在平中御扶持方

是者伊勢国三重郡於四日市宿ニ去ル丑二月廿七日夜同国同郡小古曾村百姓助右衛門并松平下総守領分同国員并郡東一色村百姓喜大夫梓佐兵衛儀加納大和守領分同国三重郡三ツ屋村百姓庄藏俵友八与口論之上佐兵衛儀友八江疵付其上同宿久兵衛江茂疵付友八者右疵ニ而相果候一件ニ付同四月中於江州信楽陣屋入申付吟味詰土屋紀伊守江相伺候処佐兵衛儀遠嶋被仰付候ニ付同十月廿五日御仕置申渡大坂町奉行江懸合之類船有之候迄猶又在申付去ル寅四月二日信楽差立大坂町奉行江引渡迄在申中此日數小を引百五十四日御扶持方一日玄米五合宛之積尤佐兵衛儀者松平下総守領分元人別之ものニ付御仕置申渡済迄入申中其外入用之儀は同人家来江及懸合候積除之如斯

幕府勘定所勝手方記録の体系(大野)

米壹斗五升

手代壹人 御扶持方 足輕貳人

是者右流人大坂町奉行江為引渡附添手代壹人足輕貳人去ル寅四月二日信楽出立同月三日大坂着引渡相濟同月四日同所出立同月五日信楽帰着勤日數四日手代壹人三人扶持五割増一日米貳升貳合五夕足輕貳人壹人ニ付壹人半扶持貳人分一日米壹升五合宛相渡如斯

米七石五升

笠松御囲榎御詰戻 但五合摺

是者美濃国急難非常之為御手当榎七拾石五斗寛政二戌年同四子年同国村々御物成米之内を以笠松御囲榎之儀去ル亥年水難ニ付不残割渡伺之上被下切ニ相成翌子年可詰戻同年之儀水難ニ付壹ヶ年延去ル丑己迄五ヶ年ニ割合壹ヶ年榎拾四石壹斗宛年々御物成米之内を以御詰戻之積御下知相濟去々卯年分書面之通御勘定弘ニ相立去辰年御勘定元ニ可組仕上旨御下知相濟如斯

米九百八拾九石七斗八升六合三夕

置 居 米

是者近江伊勢美濃国去々卯御物成米之内貳千百石大積置米仕候処米千百拾石貳斗壹升三合七夕諸渡方相濟残米書面之通同年御勘定弘ニ相立去辰年御勘定元ニ組可仕上旨御下知相濟如斯

榎拾八石貳斗

笠松御囲榎

此米拾四石壹斗

但五合摺

是者美濃国急難非常之為御手當糶七拾石五斗寛政二戌年同
四子年同国村々御物成米之内を以筭松御囲糶之儀去ル亥年
水難ニ付不殘割渡伺之上被下切ニ相成翌子年も可詰戻之処
同年之儀水難ニ付卷ヶ年延去ル丑も巳迄五ヶ年ニ割合卷ヶ
年糶拾四石壹斗宛年々御物成米之内を以御詰戻之積御下知
相濟去ル丑寅式ヶ年詰戻相濟候分去ヶ卯年書面之通御勘定
元弘ニ相立去辰年御勘定元ニ組可仕上旨御下知相濟如斯

糶八拾六石五斗

熱田 御囲糶

此米四拾三石式斗五升

但五合摺

是者美濃国急難非常之御手當御囲糶八拾六石五斗寛政十二
申年作德米を以翌酉年詰替候分伺濟有之三ヶ年目亥年扇立
候処虫喰受痛等ニ而欠減相立出来糶七拾八石ニ相成同年御
詰足糶三ヶ年目寅年扇立出来糶七石六斗五升壹合ニ相成同
年御詰足糶二ヶ年目巳年扇立出来糶七斗七升壹合同年扇立
欠減御詰足之分糶七升八合同酉年可扇立処少石数ニ付村方
作德米之内を以詰替候分共合糶書面之通相成候ニ付凡拾ヶ
年程宛居置候積年々御勘定元弘ニ組可仕上旨御下知相濟如
斯

糶三拾八石三斗八升二合七夕

貯夫食二十分一御下穀

此米拾九石壹斗九升式合三夕五才

但五合摺

是者近江大和伊勢美濃国村々天明八申も寛政五丑年迄六ヶ
年同十二申も文化二丑迄六ヶ年私領上知村々之分共取集貯
穀高七百六拾七石六斗六升九合四夕之二十分一御下穀其年

々御物成米之内を以郷藏江詰置候分年々御勘定元弘ニ組仕
上不受痛以前作德米之内を以詰替候様御下知相濟如斯

銀六拾五貫六百五拾貳匁五分九厘九毛

南都陣屋建物
御弘代貸附元利銀

是者和州南都陣屋建物御弘代銀三貫百九匁四分六厘七毛天
明八申年貸附被仰付年志割利足を以私領村々江貸附年々利
倍貸附置急夫食等之為手當可貸渡旨伺濟有之去々卯元銀五
拾九貫六百八拾四匁分八厘壹毛之分此利銀五貫九百六拾
八匁四分壹厘八毛元江差加合銀書面之通翌辰年貸附元ニ可
相成分如斯

大竹式本

南都春日祭祀并

小竹三百七拾四束

鹿垣 入用

是者大竹式本小竹七拾四束者南都春日明神祭祀入用小竹三
百束者和州添上郡川上村鹿垣為入用書面之通相渡候分如斯

右御勘定私可相立旨

松平 伊豆守 牧野 備前守

土井 大炊頭 青山 下野守 酒井 讃岐守 安藤 彈正少弼

松本 伊豆守 柳生 主膳正 小笠原 和泉守 服部 伊賀守

古川 山城守 村垣 淡路守 遠山 左衛門尉 根岸九郎左衛門

倉橋 与四郎 久保田十左衛門 辻 左源次 川尻 甚五郎

岡松 八右衛門 金沢 瀬兵衛 松山 惣右衛門 明樂八郎右衛門

岸 彦十郎 勝 桓兵衛 館野 忠四郎 服部 專藏

勝屋 彦兵衛 豊田 金左衛門 各務 伝之丞 藤本 甚助

関川 庄右衛門 西野 六右衛門 矢田堀喜左衛門 守屋 權之丞

村田 幾三郎 輕部 七藏 平岩 右膳 石井 源左衛門
 置証 文其外 古川 山城守 村垣 淡路守 石川 主水正
 遠山 左衛門尉 明樂八郎右衛門 勝 桓兵衛 館野 忠四郎
 服部 專藏 西野 六右衛門 守屋 權之丞 村田 幾三郎
 平岩 右膳 石井 源左衛門 大井 勘左衛門 竹内 平之丞
 証文有之

米壹万三千七百四拾貳石四斗貳升貳合貳勺

米八千三百三拾六石貳斗九升四合貳勺

米百貳拾貳石五斗

此粃貳百四拾五石

内太餅米八石貳斗四升三合

米貳千三百三十七石七斗壹合二勺

米千九百七拾四石八斗四升七合四勺

米七石五升

此粃拾四石壹斗

米九百八拾九石七斗八升六合三勺

渡合粃百拾四石七斗

此米五拾七石三斗五升

粃三拾八石三斗八升三合七勺

此米拾九石壹斗九升貳合三勺五勺

銀六拾五貫六百五拾貳匁五分九厘九毛

幕府勘定所勝手方記録の体系 (大野)

大竹貳本

小竹三百七拾四束

金八百六拾七兩三分永拾貳文壹分七厘

銀貳百六拾八貫五百四拾二匁七分七厘壹毛

内 銀百八拾貳貫百九拾目壹分三厘壹毛

銀八拾六貫三百五拾二匁六分四厘

春日祭礼并鹿垣入用

江戶御金藏納

江戶御金藏納

大坂御金藏納

右者私御代官所近江大和伊勢美濃国去々卯年御物成金銀米納方御勘定任上申候以上

文政四巳年四月

多羅尾鞆負

御勘定所

(異筆)
如前書金銀米納札并銀米竹払方手形を以卯年御勘定任上右之付送吟味為後日覚令判形遣之候以上

巳十月

竹内 平之丞

吉見 儀助

高山 弥十郎

大井 勘左衛門

石井 源左衛門

村田 幾三郎

笠松御詰辰米

置居米

熱田 御囲粃

笠松 御囲粃

貯未食二十分一御下穀

陣屋建物御払代

元利銀貸附

就病氣無加印

加賀 (大久保忠真 老中)

出羽 (水野忠成 老中)

備中 (阿部正精 老中)

下野 (青山忠裕 老中)

大炊 (土井利厚 老中)

(未完 以下次号)

評定所御用二付無印形

守屋 權之丞 (印)

中村 長十郎 (印)

西野 六右衛門 (印)

米倉 藤兵衛 (印)

中川 忠四郎 (印)

秋月 勇之進

鈴木 伝市郎 (印)

服部 専藏 (印)

館野 忠四郎 (印)

煩 明樂八郎右衛門

(忠 勘定奉行)

松浦 伊勢守 (印)

(景晉 勘定奉行)

遠山 左衛門尉 (印)

(忠房 勘定奉行)

石川 主水正 (印)

(定行 勘定奉行)

村垣 淡路守 (印)

多羅尾靱負殿

右之通卯年皆洛勘定任上有之付加典判者也

(植村家長 若年寄)
駿河 (印)

〔付記〕本稿は紙数の関係で最初の部分を収録したにとどまった。また本稿成稿後に三井文庫所蔵「御勘定所定出役諸帳面寸法其外心得留」の所在を知り、これに本稿の参考とすべき記事が多いのが明らかであるが、次号において利用・補訂をせざるをえないことを諒承されたい。

